

中国地方整備局事業評価監視委員会名簿

(平成16年12月1日現在、敬称略、順不同)

氏名	所属	専門分野等(専攻)
【委員長】 とちもと いさお 櫛本 功	広島大学名誉教授	経済政策, 地域経済
【副委員長】 みちうえ まさのり 道上 正規	鳥取大学学長	水工学, 防災工学
いのうえ のりゆき 井上 矩之	福山大学工学部教授	交通工学・土木計画学
うえだ しげる 上田 茂	鳥取大学工学部教授	海洋構造工学 港湾工学
うちだ かずこ 内田 和子	岡山大学文学部教授	地理学
すぎもと くにたろう 杉元 邦太郎	広島文教女子大学人間科学部教授	地域開発論, 地域計画
ちば きょうぞう 千葉 喬三	岡山大学副学長	地域生態管理学
ほりうち ひでお 堀内 日出夫	中国経済連合会専務理事	地域経済
むらた ひでかず 村田 秀一	山口大学工学部教授	基礎・土質工学
わかつき としじ 若槻 俊二	(株)エブリプラン総括顧問	地域経済

平成16年度 第2回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表（事後評価）

No.	事業種別	事業名	事業概要	事業年度	備考
1	河川	芦田川特定構造物改築事業 (早田堰)	芦田川の東支川高屋川の直轄区間は特にJR高屋川橋梁と農業用水取水用の固定堰により洪水の流下能力が劣っている。このため、特定構造物改築事業により流下能力を著しく阻害しているJR高屋川橋梁改築と2つの固定堰（王子堰、早田堰）を撤去し、可動堰として統合して改築することにより高屋川の洪水流下能力の向上を図った。	H7～H11	
2	道路	一般国道2号 小郡道路	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡し、北九州市に至る延長約690kmの主要幹線道路として、山口県の産業経済の発展に大きく寄与している。 小郡道路は、一般国道2号の高速ネットワークの形成、交通渋滞緩和並びに交通安全確保を目的として、計画された山口市四辻から山口市今坂に至る延長12.6kmの4車線道路（一部高架）バイパスである。	S42～H12	
3	道路	一般国道53号 河原道路	一般国道53号は、岡山市から鳥取市に至る延長約140kmの路線であり、山陰と山陽を結ぶとともに中国縦貫自動車道へ接続する主要な幹線道路として、鳥取県東部地域の産業経済の発展に大きく寄与している。 河原道路は、一般国道53号の交通渋滞緩和、隘路区間の解消、沿道地域の環境改善及び交通サービスの向上を目的として計画された鳥取市河原町福和田から鳥取市河原町円通寺に至る延長5.5kmの2車線道路である。	S62～H12	
4	営繕	官庁営繕 久世税務署	久世税務署は、岡山県真庭郡久世町鍋屋地内にある税務署である。 旧庁舎は、建物の老朽化、事務室の狭あい及び必要諸室の不足等により、行政事務の執行や行政サービスの提供に支障を来していた。 そのため、安全性を向上させ、狭あいを解消するとともに、併せて駐車場を整備することにより、行政サービス・来庁者の利便性の向上を図ることを目的とし、同所へ建て替え整備を行った。 構造・規模：鉄筋コンクリート造2階建 1,255㎡	H12～H13	

平成16年度第2回中国地方整備局事業評価監視委員会 対象事業位置図

資料3



各事業分野の現行マニュアルにおける残存価値の取扱い状況

	港湾	空港	道路	河川	営繕
対象	非償却資産 (土地) 償却資産 〔荷役機械、上屋、建物、 上下架施設(クレーン、 等)〕	非償却資産 (用地関係費等) 償却資産に当たる建設 費、維持改良・再投資費 に対応する資産	非償却資産 (用地費)	非償却資産 〔構造物以外の堤防及び 低水路等、用地 償却資産 (護岸等の構造物、ダム)〕	—————
取扱い	評価期間末に便益として 計上	評価期間末に便益とし て計上	評価期間末に費用から 控除してもよい	評価期間末に費用から 控除	計上しない
考え方	旧運輸省基本方針に準 拠	旧運輸省基本方針に準 拠	旧建設省運用指針に準 拠	旧建設省運用指針に準 拠	



平成16年2月6日「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」策定

公共事業評価の手引P63

「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針策定のポイント」より

従来の考え方

残存価値について

旧建設省運用方針・・・費用として計上
旧運輸省基本方針・・・便益として計上



技術指針における考え方

基本的には評価期間以降に発生する純便益とする。ただし、純便益の計測が実務的に困難な場合は、土地の取得価格や減価償却の概念の援用等により算定してもよい。

第2項 残存価値

残存価値を計上する場合は、理論的な考えに則り、評価期間以降に発生する純便益を算定し、これを便益として計上する。

ただし、評価期間以降に発生する純便益を遠い将来にわたって計測することが実務的に困難な場合は、非償却資産については取得時の価格等によって、償却資産については企業会計の減価償却の概念の援用等によって求めた評価期間末の資産の額を残存価値としてもよい。

なお、事業の評価期間末において、非償却資産や耐用年数に達していないなどにより十分な価値を有する償却資産が残る場合は、その資産を残存価値として計上してもよい。

「公共事業評価の手引」P76より

平成16年2月6日「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」策定後の見直し状況

	港 湾	空 港	道 路	河 川	営 繕
改訂状況	「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」 H16年6月	「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル Ver.3」 H16年7月	見直し作業中 当面「費用便益分析マニュアル」 平成15年8月	見直し作業中 当面「治水経済調査マニュアル(案)」 平成12年5月	事務連絡 「費用対効果の算定手法について」 H16年2月
残存価値取扱い	評価期間末に便益として計上	評価期間末に便益として計上	検討中	便益として計上見込み	計上しない